

(素案)

栗東市男女共同参画プラン 第7版

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

(イラスト挿入予定)

令和7（2025）年9月時点

栗 東 市

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一．性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
- 一．家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
- 一．男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
- 一．国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

平成 14 (2002) 年 3 月 22 日制定

はじめに

本市では、平成 14 年に制定した「栗東市男女共同参画都市宣言」に掲げる「互いに認めあい、支えあい、自分らしく、いきいきと生きることができる栗東市民」を目指しています。

令和 3 年度から令和 7 年度は、「ひとが輝くパートナープラン（栗東市男女共同参画プラン第 6 版）」に基づき、「だれもが自分らしく生きができる公正で多様性に富んだ社会」を基本理念に取組んでまいりました。

計画期間の終了に伴い、令和 8 年度から 12 年度を計画期間とする「栗東市男女共同参画プラン第 7 版」を策定しました。

第 7 版では、第 6 版の成果や課題に加え、社会情勢の変化や国・県の施策を踏まえつつ、栗東市における男女共同参画をさらに進めるべく、「性別や性の意識にかかわりなく、すべての人が活躍・自己実現できる栗東（まち）」を基本理念として、地域や家庭、職場などあらゆる場面での意識改革と行動の変化を促進します。性別や性の意識にかかわらずすべての人の人権尊重や個々の能力を発揮できる環境づくりを推進し、全市民が喜びや責任を分かち合いながら支え合う社会を築いてまいります。

この計画の策定にあたり、「栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会」の委員の皆さんには専門的かつ多角的な視点からご意見をいただきました。市民や事業者、関連団体の方々からも、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご提案を多数いただきました。本計画の策定にご理解ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りながら、すべての人が自分らしく活躍できるまちづくりを進めてまいります。

令和 8 （2026）年 3 月

栗東市長 竹村 健

目 次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 前プラン（第6版）の評価と課題	2
第3章 プランの基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 全体を通じた重要な視点	6
3 基本目標	7
4 施策体系	8
5 指標設定	10
第4章 基本目標とプランの内容	12
1 基本目標1 多様性を尊重し、つながり生きられる	12
2 基本目標2 じぶんらしく活躍できる	14
3 基本目標3 だれもが安心・安全に暮らせる	16
第5章 推進体制	18
1 推進体制	18
2 進捗管理	18
第6章 資料	19
1 統計資料からみる本市の現状	19
2 アンケート調査結果からみる本市の現状	23
3 栗東市の取組	24
4 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 委員名簿	25

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

栗東市では、これまで、「まちづくり女（ひと）と男（ひと）との共同参画プラン（平成7（1995）年、平成12（2000）年、平成17（2005）年、平成22年（2010）年、平成27（2015）年）」、「ひとが輝くパートナープラン（令和2（2020）年）」の策定や「栗東市男女共同参画都市」の宣言（平成14（2002）年）を通じ、男女共同参画社会の実現にむけ総合的かつ計画的に取組んできました。

男性の育児休業取得率や女性の就業率が上昇している等、男女共同参画が進んだ部分もありますが、家事・育児負担が女性に大きく偏っている、企業等における女性管理職の割合が低調である等、ジェンダー平等に関する様々な課題が残っており、すべての人人が性別や性の意識に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現は道半ばです。

本プランは、本市が抱える男女共同参画の視点における課題や社会情勢を踏まえ、男女共同参画の実現により近づけることを目的に策定するものです。

男女共同参画社会

=すべての人が、性別や性の意識に関係なく個性と能力を発揮できる社会
男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を下記のとおり定義しています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

2 プランの位置づけ

本プランの法的根拠

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第8条第3項に定める市町村基本計画

策定にあたっては、本市最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ本市の関連する各種計画との整合を図ります。

なお、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえてプランを推進します。



3 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで 5 年間

社会情勢の変化やプランの進捗状況により、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 前プラン（第6版）の評価と課題

前プランでは、「だれもが自分らしく生きることができる公正で多様性に富んだ社会」の実現を目指し、5 つの基本目標を定めて各施策の推進に取り組みました。本プラン策定にあたり、これまでの施策について評価・課題の抽出を行いました。

基本目標

- 1 人権の尊重と意識の醸成
- 2 多様な暮らし方・働き方の実現
- 3 参画と協働による地域づくり
- 4 安全安心な暮らしの実現
- 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

基本目標 1 人権の尊重と意識の醸成

- (1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアス¹の解消
- (2) 多様性についての理解促進
- (3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

成果

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する市民意識の割合が令和元年実績を上回っており、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みの成果が出ています。
- 学校・園で男女共同参画の視点に立った学習・保育にむけた職員の研修実施、市民に対する講演会や啓発等により、男女共同参画意識定着への取組みを行いました。
- 多様な国や文化、性のあり方について理解促進を図るために情報発信を行いました。
- 広報はじめあらゆる情報発信において男女共同参画の視点で適切な表現となるか隨時確認を行いました。

課題

- 栗東市男女共同参画都市宣言等、市の施策に関する認知・関心を高めるための取組みが必要です。

¹ アンコンシャス・バイアス Unconscious Bias（無意識の思い込み）。性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうことがあります。こうした思い込みが、採用や評価、人間関係に影響を与えることがあります。

- 多様性への具体的対応（言語、トイレ等）について検討が必要です。
- 引き続き、男女共同参画の観点で不適切な表現の防止に努める必要があります。

項目	基準値(R1)	実績(R6)	目標値(R6)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する同感しない市民意識の割合	51.9%	59.9%	70%
栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	42.8%	39.2%	60%

基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現

- (1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進
 - (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス¹）の推進
 - (3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメント²の向上

成果

- 企業訪問時の情報提供や就労に関する相談窓口の周知等を行い、就労を希望する女性が就労につながるよう支援を行いました。
- 男性の育児休業取得率が令和元年実績を大幅に上回っており、男性自身の育児参加への意識が高まっていることがうかがえます。
- セクハラ・パワハラ防止のための事業者むけ研修会や市民への啓発を行い、働きやすい職場環境の推進に取組みました。

課題

- 管理的職業従事者に占める女性の割合が令和元年実績を下回っており、女性従業員本人および企業への働きかけが引き続き必要です。
- 保育園の待機児童が発生しており、引き続き待機児童を減らす取組みが必要です。
- 栗東市における25歳～44歳女性の就業率が令和元年度実績値を下回っており、就労を希望する女性が就労しやすい環境づくりへの取組み継続が必要です。

項目	基準値(R1)	実績(R6)	目標値(R6)
男性の育児休業の取得状況	3.8%	47.8%	6%
管理的職業従事者に占める女性の割合	12%	9.7%	18%

基本目標3 参画と協働による地域づくり

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
 - (2) 様々な分野における男女共同参画の推進

成果

- 防災分野において女性参画拡大が促進するよう啓発を行いました。
- 地区別懇談会（現：じんけんミーティング）や市民等を対象にした各種研修や講座

¹ ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のこと。2007年に内閣府が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

² 女性のエンパワーメント 女性が自分の能力を十分に発揮し、社会や組織の意思決定に積極的に参加できるようにする取組み。

を通じ、地域で男女共同参画に関する意識高揚への取組みを行いました。

課題

- 女性自治会長の割合は令和元年度と同水準であり、地域の意思決定における女性参画への取組みが必要です。
- 地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合が令和元年実績を下回っており、引き続き地域活動における男女共同参画に関する啓発が必要です。

項目	基準値(R1)	実績(R6)	目標値(R6)
自治会長における女性の割合	12.1%	12.8%	30%
地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	34.2%	27.2%	40%

基本目標4 安心安全な暮らしの実現

- (1) ジェンダー¹に基づく暴力の根絶
- (2) 困難を抱える人々への支援
- (3) 生涯を通じた健康づくり

成果

- DV 防止に向けた啓発、各種相談における関係機関との連携により、DV 発生の未然防止および被害者の支援に取組みました。
- 令和 3 年度より、生理の貧困対応として必要とする人に生理用品及び関係機関の相談窓口案内を無料で配布し、気軽に相談しやすい環境を整えました。
- 市内全小・中学校で性に関する指導を実施しました。

課題

- 令和 5 年度時点で、「健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合」が前回調査（平成 30 年度）を下回りました。
- 本市における DV 相談件数が横ばい傾向であり、引き続き DV 撲滅にむけた取組みが必要です。

項目	基準値(R1)	実績(R6)	目標値(R6)
健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	66%	50.7%	70%

基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

成果

- 市男性職員の育児休業取得数（5 年間延べ人数）が令和 6 年目標値を上回りました。

¹ ジェンダー 生物学的な男性・女性といった性別ではなく、「男らしさ、女らしさ」など社会的・文化的に規定された性の在り方。

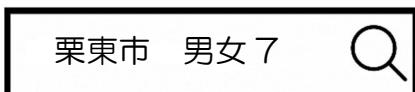
- 令和 6 年度における市職員管理職に占める女性職員の割合が栗東市特定事業主行動計画に定める「女性活躍推進法に基づく関連事項」で設定した目標を上回りました（目標値 33.4%、実績値 36.0%）。

課題

- 審議会等における女性委員の割合が目標値を下回っており、引き続き審議会等委員への女性参画に向けた働きかけが必要です。
- 社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合が目標値を下回っています。

項目	基準値(R1)	実績(R6)	目標値(R6)
市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	1人	8人	5人
社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	11.3%	12.6%	18%

第 6 版で設定した目標値と実績値は、こちらのページに掲載しています。



3月8日は「国際女性デー」

「国際女性デー」は、女性の権利を守り、ジェンダー平等の実現を目指すことを目的として定められた国際記念日です。

国際婦人年である 1975 年 3 月 8 日に国連で提唱され、その後、1977 年の国連総会で議決されました。

海外では「ミモザの日」とも呼ばれ、黄色いミモザの花がシンボルとして親しまれています。

第3章 プランの基本的な考え方

今回プランでは、前プランの課題を踏まえ、ジェンダー平等意識を更に進め、実質的なジェンダー平等の実現にむけ取組んでいきます。

1 基本理念

性別や性の意識にかかわりなく、すべての人が活躍・自己実現できる栗東まち

本プランでは、栗東市男女共同参画都市宣言の前文にある「自分らしくいきいきと生きることができる栗東市民」を目指します。

2 全体を通じた重要な視点

1. 政策決定プロセスへの女性参画

「Global Gender Gap Report¹」の2025版では、日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位で、G7諸国の中で最も低い順位となっています。

とりわけ政治参画と経済参画の分野で順位を大きく下げています。

男女共同参画を進める上で、女性の政策決定プロセスへの参画は不可欠です。市全体の方針・施策に男女共同参画の視点を反映させることで、公平で多様性を尊重するまちづくりにつながります。

2. 固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

男女共同参画の取組みの進展が未だ十分でない要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していることが挙げられます。

ひとりひとりが性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在に気づき、解消にむけた意識を持つことを通して多様な生き方が尊重され受け入れられる社会づくりが、男女共同参画社会の実現につながっていきます。

3. 健康と心身の幸福(ウェルビーイング²)

本市では子育て世代の転出超過が続いている、少子高齢化の加速による経済縮小および多様な人材の欠如による経営革新の遅れなどが懸念されています。

¹ Global Gender Gap Report 世界経済フォーラムが毎年発表する報告書で、国ごとの男女平等の度合いを測るものです。教育、健康、政治参画、経済参画の4つの分野で格差を数値化し、各国をランキングします。これにより、男女格差の現状を把握し、改善に向けた指標として活用されています。

² ウェルビーイング 1946年に署名された世界保健機関(WHO)憲章の前文で「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう。」と定義されています。

女性のウェルビーイング向上、女性の多様性を受容できる社会づくり、女性を取り巻く環境の改善を通じ、若い女性をはじめ全ての市民が生き生きと自分らしく暮らせる、ウェルビーイングなまちを目指しています。

4. 多様な選択を可能にする女性人材の育成、教育・学習

女性人材の育成や教育の充実は、ジェンダー不平等の解消につながるだけでなく、子育てやコミュニティ活動を含めた地域全体の発展に寄与します。若い世代への教育効果の点においても、女性が積極的にリーダーシップを發揮する姿を示すことは、未来の社会づくりの重要なモデルとなります。

3 基本目標

男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、次の3つの基本目標を設定します。

1. 多様性を尊重し、つながり生きられる

性別や性の意識にかかわらず多様な人々がつながり合い、それぞれの力を活かして地域社会を築く仕組みをつくることが、持続可能で誰もが住みたいと思えるまちづくりにつながります。

人権が尊重され、あらゆる分野での男女共同参画の視点が反映された社会になるよう、取組みを継続していきます。

関係法令 男女共同参画社会基本法

2. じぶんらしく活躍できる

性別や性の意識にとらわれず、一人ひとりが持つ個性や能力を十分に発揮できる社会をめざします。誰もが自分らしく希望をもって活躍できるよう、取組みを進めています。

関係法令 男女共同参画社会基本法 女性活躍推進法

3. だれもが安心・安全に暮らせる

DV¹を許さない意識醸成にむけた取組みを行うとともに、貧困等困難な状況にある人に寄り添います。また、防災対策における男女共同参画の視点反映や女性の心身の健康が守られる環境づくりに取組みます。

関係法令 男女共同参画社会基本法 DV 防止法 女性支援法

¹ DV ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。暴力には、身体的、精神的等さまざまな形態が存在する。

4 施策体系

本プランは、基本目標実現のため、3つの柱のもと 11 の「基本施策」と 36 の「具体的施策の方向」で構成し、各担当課において取組みを進めることで計画の推進を図ります。

基本目標	基本施策	具体的施策の方向
1 多様性を尊重しつながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	① 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発、しぐみや慣行の見直し ② 人権尊重と意識醸成に関する教育・学習の充実
	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	① 女性の管理職への登用推進 ② 市が設置している審議会等への女性登用推進 ③ 地域社会のリーダーとしての女性の参画推進 ④ 市組織における男女共同参画の率先行動 ⑤ あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映
	(3) 地域社会における男女共同参画推進	① 地域活動における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、しぐみや慣行の見直し ② 男女共同参画の視点で、誰もが栗東に「暮らしたい」「暮らし続けたい」と思える市民や企業など連携の仕掛けづくり
	(4) 多様性に対する理解促進	① 性の多様性に対する理解促進 ② 文化や価値観の多様性に対する理解促進
2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	① 育児・介護支援制度の充実 ② 多様な働き方の推進 ③ 働きやすい環境づくりの推進 ④ 地域における子育て支援団体の育成支援 ⑤ 市職員のワーク・ライフ・バランスの率先行動
	(2) 家事・育児・介護への男性参画促進	① 男性の育児休暇取得の促進 ② 男性の家事・育児時間確保の推進 ③ 男性の家事・育児・介護の参加および理解の促進
	(3) 女性が多様なキャリアやライフプランを選択できる社会づくり	① 女性の就職・再就職支援の充実 ② 起業・創業を志す女性への支援 ③ 女性デジタル人材の育成 ④ 多様な選択を可能にするキャリア教育・学習の充実
	(4) 誰もが働きやすい環境づくり	① 職場における男女共同参画を促進するための取組推進

誰もが活躍できるまちは
住みやすい



基本目標	基本施策	具体的施策の方向
<p>3 だれもが安心・安全に暮らせる</p>	<p>(1)パートナー等へのあらゆる暴力の根絶および困難な状況にある人への支援 (2)生涯を通じた心身の健康づくり推進 (3)防災分野における男女共同参画の視点反映</p>	<p>①子ども・青少年に対する包括的な性教育、性犯罪・性暴力の根絶に向けた教育の推進 ②性犯罪・性暴力、パートナー等への暴力を許さない対策推進 ③セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組推進 ④貧困等生活上の困難に直面する女性への支援 ⑤高齢者などが抱える生活上の困難をもつ人の支援や介護を要する人への支援など男女共同参画の視点に立った取組推進 ⑥男女共同参画の視点に基づくあらゆる暴力を許さない社会・職場づくり ①リブロダクティブヘルス／ライツに関する啓発・教育、学びの機会創出 ②女性のライフステージに応じた健康づくりに向けた支援 ③働く場での健康を支える仕事と健康の両立支援 ④性を正しく理解するための啓発・教育、学びの推進 ①男女共同参画の視点による防災体制の整備 ②防災の現場等における女性の参画拡大</p>

男女共同参画がすすめば みんな笑顔（^ ^）



5 指標設定

本プランにおいて施策を着実に推進していくため、次のとおり指標を設定します。

No.	新規/変更	基本目標	重点施策	項目	単位	基準値 R6 (R5)	目標値 R11	出典	担当課
1		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	%	41.1 (R5)	50	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	人権擁護課
2		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方方に同感しない市民意識の割合	%	59.9	70	栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート	自治振興課
3		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	%	39.2	50	栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート	自治振興課
4		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	%	12.6	20	栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート	自治振興課
5		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	人権啓発リーダー講座、（仮称）人権文化事業、市民のつどい等の参加延べ人数		684	1480		人権擁護課
6		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	%	27.2	40	栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート	自治振興課
7		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	9.7	12	栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査	商工観光労政課 自治振興課
8		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	自治会長における女性の割合	%	12.8	20		自治振興課
9		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	審議会等における女性委員の割合	%	35.4	40		自治振興課全課
10		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	%	42.7	50		自治振興課
11	変更	1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	男女共同参画にかかる職員研修の理解度	%	80.8	90	研修受講者アンケート	自治振興課
12	新規	1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大	市管理職員における女性の割合	%	24.6	38	滋賀県（「図で見る滋賀の男女共同参画推進状況」）	人事課
13		1 多様性を尊重し、つながり生きられる	(4) 多様性に対する理解促進	国籍・民族などが異なる人々が相互に認め合い共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	%	33.4 (R5)	50	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	自治振興課
14		1 多様性を尊重し、つながり生きれる	(4) 多様性に対する理解促進	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数/市内12学校）	%	100	100		学校教育課
15		2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	介護を支援する制度がある事業所の割合	%	72.8 (R5)	90	栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査	商工観光労政課 自治振興課
16		2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	保育園の待機児童数	人	26	0		幼児課

No.	新規/変更	基本目標	重点施策	項目	単位	基準値 R6	目標値 R11	出典	担当課
17		2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	延長保育をしている保育所数	園	16	18		幼児課
18		2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	学童保育所の待機児童数	人	0	0		子育て支援課
19		2 自分らしく活躍できる	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数	社	42	55	滋賀県（ホームページ公表値）	商工観光労政課 自治振興課
20		2 自分らしく活躍できる	(2) 家事・育児・介護への男性参画促進	男性の育児休業の取得状況	%	47.8 (R5)	55	栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査	自治振興課
21		2 自分らしく活躍できる	(2) 家事・育児・介護への男性参画促進	父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	%	55.5 (R5)	58.3	子ども・子育て支援二段階調査	子育て支援課
22	新規	2 自分らしく活躍できる	(2) 家事・育児・介護への男性参画促進	男性が平日に家事・育児にかける平均時間		1.3	3.3		自治振興課
23	変更	2 自分らしく活躍できる	(2) 家事・育児・介護への男性参画促進	30日を超えて育児休業を取得した男性職員数（5年間延べ人数）	人	9	15		人事課
24		2 自分らしく活躍できる	(3) 女性が多様なキャリアやライフプランを選択できる社会づくり	栗東市における女性（25～44歳）の就業率	%	61.7 (R2)	70	国勢調査	自治振興課 商工観光労政課
25		2 自分らしく活躍できる	(3) 女性が多様なキャリアやライフプランを選択できる社会づくり	女性における新規創業の実現件数	件	4	8		商工観光労政課
26		2 自分らしく活躍できる	(3) 女性が多様なキャリアやライフプランを選択できる社会づくり	女性における新規創業の相談件数	件	19	29		商工観光労政課
27		2 自分らしく活躍できる	(4) 誰もが働きやすい環境づくり	職場の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	%	31.9	40	栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート	自治振興課 商工観光労政課
28		2 自分らしく活躍できる	(4) 誰もが働きやすい環境づくり	ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	%	21.6	30	栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査	商工観光労政課 自治振興課
29		3 だれもが安心・安全に暮らせる	(2) 生涯を通じた心身の健康づくり推進	健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	%	50.7 (R5)	70	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	健康増進課
30		3 だれもが安心・安全に暮らせる	(2) 生涯を通じた心身の健康づくり推進	小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	%	100	100		学校教育課

第4章 基本目標とプランの内容

1 基本目標1 多様性を尊重し、つながり生きられる

(1) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の気づきをきっかけに解消への意識が高まり、多様性を受容し多様な個性がつながり合える社会の形成を目指します。

- ① 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発・しくみや慣行の見直し
 - ✧ 「男女共同参画週間」や講演会等における啓発（自治振興課、人権擁護課、生涯学習課）
 - ✧ 広報、セミナー、研修等による情報発信、啓発（自治振興課）
 - ✧ 事業所に対するアンコンシャス・バイアスへの気づきを促すための情報提供、啓発（商工観光労政課、自治振興課）
 - ✧ 幼児、児童、生徒に対するアンコンシャス・バイアスへの気づきにむけた教育・学習（学校教育課、幼児課）
- ② 人権尊重と意識醸成に関する教育・学習の充実
 - ✧ 人権意識高揚にむけた啓発活動推進（人権擁護課）
 - ✧ 男女共同参画の視点に立った社会教育事業の実施（生涯学習課）
 - ✧ 地域に対する人権尊重と意識醸成への取組み実施（人権擁護課）

(2) あらゆる分野の意思決定過程への女性参画拡大

府内のほか地域においても重要な意思決定過程の場における女性の割合はまだ低い傾向にあります。この現状から、様々な分野における女性の参画が進むよう、数値目標を定めて計画的な取組みを推進していきます。

- ① 女性の管理職への登用推進
 - ✧ 女性職員の管理職への登用促進（人事課）
 - ✧ 事業所や女性に対する情報発信、啓発（商工観光労政課、自治振興課）
- ② 市が設置している審議会等への女性登用推進
 - ✧ 各部署に対する啓発（自治振興課）
- ③ 地域社会のリーダーとしての女性の参画推進
 - ✧ 自治会をはじめとする地域団体等のリーダーとしての女性参画推進（自治振興課）
- ④ 市組織における男女共同参画の率先行動
 - ✧ 職員に対する男女共同参画への意識醸成（自治振興課、人事課）
 - ✧ 保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上（学校教育課、幼児課）

⑤ あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映

- ✧ 学校・園における男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進(学校教育課、幼児課)
- ✧ 広報はじめ情報提供資料への男女共同参画視点反映(全課、シティプロモーション推進課)
- ✧ 地域や事業者の発行物等における男女共同参画の視点に立った表現促進(自治振興課、商工観光労政課)
- ✧ 計画策定時における市民意識調査の実施や審議会等への公募市民の登用など、幅広く市民の意見を広く聴く機会の充実(全課)

(3) 地域社会における男女共同参画推進

地域活動に取組む市民活動団体に対し男女共同参画に関する意識醸成を図り、地域全体に男女共同参画の意識が広がっていくよう働きかけていきます。

また、中長期的な視点で性別や性の意識に関わらず住みよいまちにしていくために、将来のまちの担い手である幼児・児童生徒に対する男女共同参画の意識醸成を図っていきます。

① 地域活動における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、しきみや慣行の見直し

- ✧ 地域活動に取組む市民団体や各種団体に対する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきに向けた情報提供、啓発(自治振興課、生涯学習課)

② 男女共同参画の視点で、誰もが栗東に「暮らしたい」「暮らし続けたい」と思える市民や企業など連携の仕掛けづくり

- ✧ 市民や企業とのワークショップ等による、男女共同参画についてともに考える場の創出(自治振興課、商工観光労政課)
- ✧ 子どもたちに対する男女共同参画の意識醸成にむけた取組み推進(生涯学習課)
- ✧ 男女共同参画の視点に立った地域まちづくりの推進(都市計画課)

(4) 多様性に対する理解促進

性や国籍など違いを認め尊重する機運の醸成を図ることで誰もが幸福感を得られる考え方を広める取組みを進めていきます。

① 性の多様性に対する理解促進

- ✧ 児童生徒の多様な性の意識や指向に対する教職員の理解促進(学校教育課)
- ✧ 広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じた啓発(人権擁護課)

② 文化や価値観の多様性に対する理解促進

- ✧ 小・中学校における多文化共生教育の推進(学校教育課)
- ✧ 多様な国籍や文化の尊重・受容にむけた啓発(自治振興課)

2 基本目標2 じぶんらしく活躍できる

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 重点施策

ワーク・ライフ・バランスは、健康と心身の幸福（ウェルビーイング）の実現につながります。家庭や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進にむけた情報発信や啓発を行っていきます。

また、市職員もワーク・ライフ・バランスが実現できるよう取組みを進めています。

① 育児・介護支援制度の充実

- ✧ 地域の子育てニーズに合った保育サービスの充実（幼児課）
- ✧ 介護を要する人及びその家族への支援（長寿福祉課、障がい福祉課）
- ✧ 育児・介護支援制度に関する情報発信（商工観光労政課）

② 多様な働き方の推進

- ✧ 交流会や広報等による、多様な働き方に関する意識醸成、広報発信（自治振興課）
- ✧ 事業所に対する多様な働き方への理解促進（商工観光労政課）
- ✧ 市民へのワーク・ライフ・バランスに関する子育て情報の発信（幼児課、子育て支援課）

③ 働きやすい環境づくりの推進

- ✧ 広報、セミナー、研修等による情報発信、啓発（自治振興課）
- ✧ 事業所に対する妊娠、出産、育児への理解促進（商工観光労政課）

④ 地域における子育て支援団体の育成支援

- ✧ 市内で子育てや親育ちに関する支援活動を行うことを目的とした団体の育成・支援（子育て支援課）

⑤ 市職員のワーク・ライフ・バランスの率先行動

- ✧ 時間外勤務の縮減に向けた取組み（全課、人事課）
- ✧ 休暇が取得しやすい職場環境の整備（人事課）

(2) 家事・育児・介護への男性参画促進

令和6年度に実施した市民アンケートのなかで、家事・育児・介護の負担が女性に大きく偏っている傾向が浮き彫りになっています。

男女が家事・育児・介護への参画が進むことで、家族の幸福度向上や女性のキャリアの選択肢増加につながることが期待されます。

男性が家事・育児・介護に主体的に関わることへの意識醸成を図るとともに、男性が家事・育児・介護にかける時間を確保できるよう事業所への働きかけをしていきます。

① 男性の育児・介護休暇取得の促進

- ✧ 男性が育児・介護休暇取得しやすい体制づくり（人事課）

② 男性の家事・育児時間確保の推進

- ✧ 男性の家事・育児時間確保に関する事業者への啓発（商工観光労政課）

③ 男性の家事・育児・介護の参加および理解の促進

- ✧ 事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発（商工観光労政課）
- ✧ 男性が育児参加しやすい取組みの推進（子育て支援課、こども家庭センター）

(3) 女性が多様なキャリアやライフプランを選択できる社会づくり 重点施策

女性版骨太の方針¹2025（令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）の取組事項のひとつとして、「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」が挙げられています。

キャリア形成が出産や育児等のライフイベントに影響されやすい女性を支援し、誰もが自分らしい働き方ができる環境づくりを目指していきます。

① 女性の就職・再就職支援の充実

- ✧ 労働相談窓口に関する情報発信、提供の充実（商工観光労政課、人権擁護課、ひだまりの家）
- ✧ 女性の職業能力開発に関する情報の発信（商工観光労政課、人権擁護課、ひだまりの家）
- ✧ 再就職希望者に対する学習機会等の情報提供（商工観光労政課）
- ✧ セミナーや研修等による、女性の経済的自立に向けた働きかけ（自治振興課）

② 起業・創業を志す女性への支援

- ✧ 起業・創業に向けた学習機会等の提供（商工観光労政課）

③ 女性デジタル人材の育成

- ✧ 女性デジタル人材を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援の実施（商工観光労政課、自治振興課）
- ✧ 子どもたちがデジタル分野に興味関心を持てる教育・学習の機会提供（学校教育課、生涯学習課）

④ 多様な選択を可能にするキャリア教育・学習の充実

- ✧ 多様な働き方への理解を深めるキャリア教育の実施（学校教育課）

(4) 誰もが働きやすい環境づくり

誰もが働きやすい職場環境にすることで、職場活性化、従業員の心身の健康維持のほか、企業の競争力強化による地域活性化につながることが期待されます。

事業所が環境づくりをしやすいよう先進事例の情報発信等の取組みをしていきます。

① 職場における男女共同参画を促進するための取組推進

- ✧ 事業者や団体等への男女共同参画に関する情報提供、啓発（商工観光労政課、自治振興課）

¹ 女性版骨太の方針 女性の活躍推進やジェンダー平等を目指す政策指針であり、働き方改革や子育て支援、経済分野での女性参画などを重点的に取り組む内容を示したもの。

3 基本目標3 だれもが安心・安全に暮らせる

(1) パートナー等へのあらゆる暴力の根絶および困難な状況にある人への支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題です。DV・性暴力の防止等男女間の暴力の防止に向け取組みます。

また、望まない妊娠・出産、男性に比べ非正規雇用割合が高いことによる経済的困窮や生活不安定など、女性が直面しやすい困難に対し切れ目ない支援を行っていきます。なお、この支援は女性のみを優遇する施策ではなく、現存する性別間のリスクの偏りを是正するための合理的配慮として位置付けるものです。

① 子ども・青少年に対する包括的な性教育、性犯罪・性暴力の根絶に向けた教育の推進

◆ 性被害から子どもを守るために教育推進（学校教育課）

② 性犯罪・性暴力、パートナー等への暴力を許さない対策推進

◆ 広報等による情報発信、啓発（自治振興課、子育て支援課）

◆ DV被害者の保護・避難の支援（子育て支援課）

◆ DV被害者を守るために関係機関・専門機関との適切な連携（こども家庭センター、健康増進課、子育て支援課、自治振興課）

③ セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組推進

◆ セクハラ等相談窓口の設置による働きやすい職場環境整備（人事課）

◆ ハラスメント防止に関する情報発信、啓発（商工観光労政課）

④ 貧困等生活上の困難に直面する女性への支援

◆ ひとり親家庭の実情に応じた支援（子育て支援課）

◆ 困難な状況に直面する女性に対する相談・支援体制の充実（健康増進課、子育て支援課、こども家庭センター、長寿福祉課、障がい福祉課、社会福祉課、自治振興課）

⑤ 高齢者などが抱える生活上の困難をもつ人の支援や介護を要する人への支援など男女共同参画の視点に立った取組推進

◆ 高齢者・障がい者などが抱える生活上の困難に対する支援（長寿福祉課、障がい福祉課、社会福祉課）

⑥ 男女共同参画の視点に基づくあらゆる暴力を許さない社会・職場づくり

◆ 人権擁護委員による「人権いろいろ相談」等を開設し、ジェンダーに基づく暴力に関する相談機会の充実（人権擁護課）

◆ 広報等による情報発信、啓発（子育て支援課、自治振興課）

◆ DV相談体制の充実（子育て支援課）

◆ DV加害に対する気づきを促すための啓発や、人権擁護委員による「人権いろいろ相談」等の開設および各種相談窓口の情報提供（自治振興課、人権擁護課、子育て支援課）

(2) 生涯を通じた心身の健康づくり推進

リプロダクティブヘルス/ライツに関する正しい情報提供や女性のライフステージに合わせた健康づくりに関する情報提供・教育を通じ、女性が生涯にわたり健康で生き生きと活躍できるよう支援します。

① リプロダクティブヘルス／ライツ²に関する啓発・教育、学びの機会創出

✧ 広報等による情報発信、啓発（自治振興課）

② 女性のライフステージに応じた健康づくりに向けた支援

✧ 女性の年代に応じた健康づくりの推進、支援（こども家庭センター、健康増進課）

✧ 園児、児童、生徒に対する様々な感染症に関する教育・指導（幼児課、学校教育課）

③ 働く場での健康を支える仕事と健康の両立支援

✧ 仕事と健康の両立に関する職員への情報提供（人事課）

✧ 事業所に対する従業員の仕事と健康の両立支援に関する情報提供、啓発（商工観光労政課）

④ 性を正しく理解するための啓発・教育、学びの推進

✧ 小・中学校における性教育の実施（学校教育課）

(3) 防災分野における男女共同参画の視点反映

防災分野に男女共同参画の視点を取り入れ、災害時における被災者等の人権尊重および避難所における安心な生活環境の確保ができるよう取組みを進めています。。

① 男女共同参画の視点による防災体制の整備

✧ 多様な性や障がい者・高齢者に配慮した防災・避難対策の推進（危機管理課）

✧ 地域の防災対策等において男女共同参画の視点が反映される環境づくりの推進（危機管理課）

② 防災の現場等における女性の参画拡大

✧ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大（危機管理課）



² リプロダクティブヘルス／ライツ（Reproductive Health and Rights） 生殖に関する健康と権利。出産する子どもの人数、間隔、時期などを自由に決断できる権利や性と生殖の健康を手に入れる権利。

第5章 推進体制

1 推進体制

本プラン推進のため、市民、地域団体、事業者の協力のもと、以下の体制で総合的・効果的に進めていきます。

(1) 庁内推進体制の充実

ジェンダー視点の主流化³を推進するため、以下の取組みを進めていきます。

- ① 栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会の定期的な開催
- ② 職員研修の実施、職員全体の意識啓発
- ③ 全庁的な男女共同参画の推進

(2) 連携・協働の推進

- ① 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会において、男女共同参画プランの策定、推進、施策の進捗状況その他男女共同参画の促進に関する事項について調査・審議をしていただきます。協議会からの提言や意見等を踏まえ、本市が行う男女共同参画社会の実現に向けた総合的施策の推進を図ります。
- ② 国、滋賀県、男女共同参画を推進する団体等との連携、情報・意見交換や施策の推進を図ります。
- ③ 様々な機会を捉えて市民や事業者に対する男女共同参画への関心を高める働きかけをしていきます。

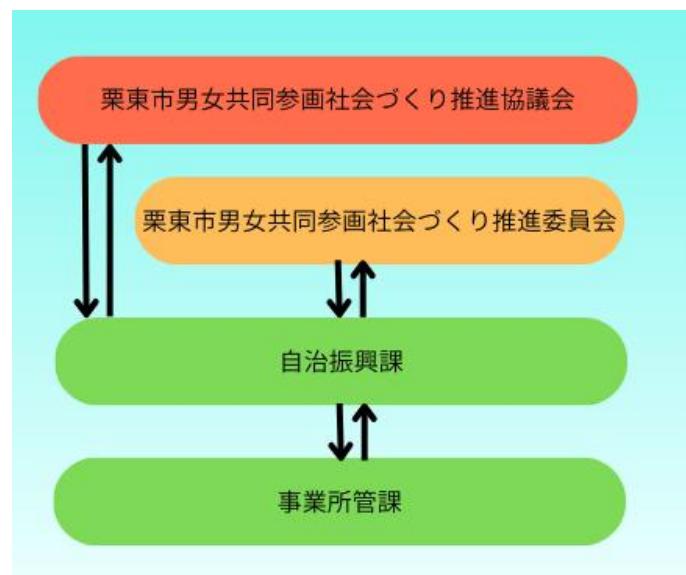
2 進捗管理

本プランの施策実施状況を把握するため、各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行います。

調査結果は広く市民へ公表するとともに、以後の施策に反映するよう努めます。

本プランに基づく施策の実効的な推進のため、事業の進捗状況等は「栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会」で報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受けていきます。

また、その評価結果や意見・提言の内容等は、ホームページ等で公表します。



³ ジェンダー視点の主流化 ジェンダー平等の実現を目的として、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス。

第6章 資料

1 統計資料からみる本市の現状

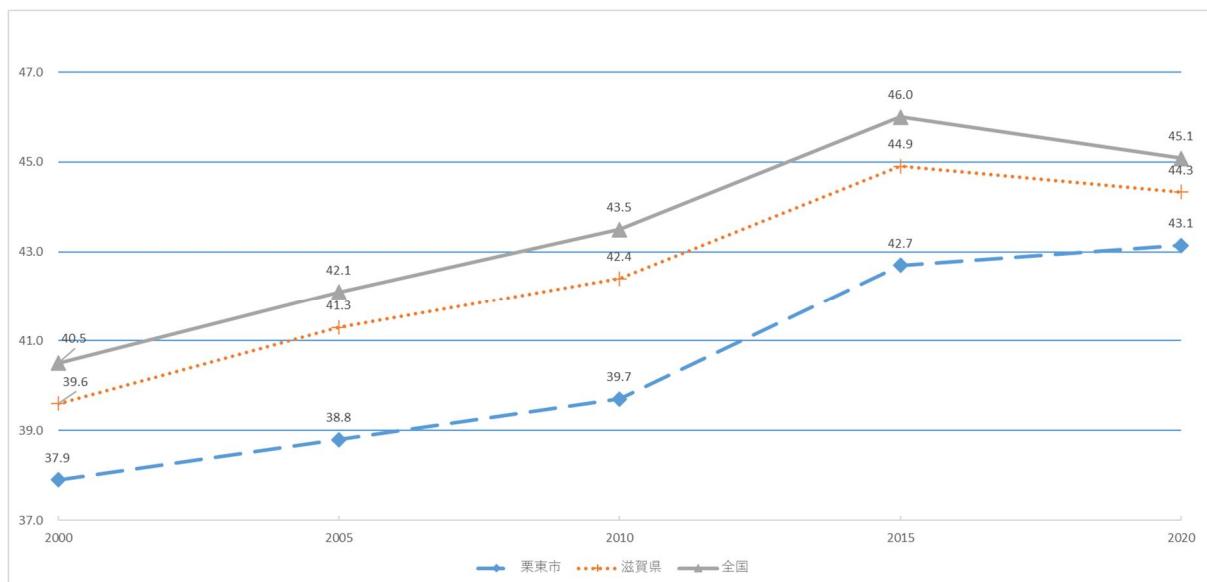
1. 女性の雇用・就労の状況

本市の雇用者全体に占める女性の割合は増加傾向にあります。全国、滋賀県、近隣市と比べて低い水準で推移しています。

雇用者=会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

調査年	栗東市	全国	滋賀県	草津市	守山市	野洲市
H12	37.9	40.5	39.6	38.2	40.1	39.0
H17	38.8	42.1	41.3	39.6	41.6	40.1
H22	39.7	43.5	42.4	40.3	42.2	41.8
H27	42.7	46.0	44.9	43.1	44.5	44.4
R2	43.1	45.1	44.3	43.3	44.8	43.6

単位：%



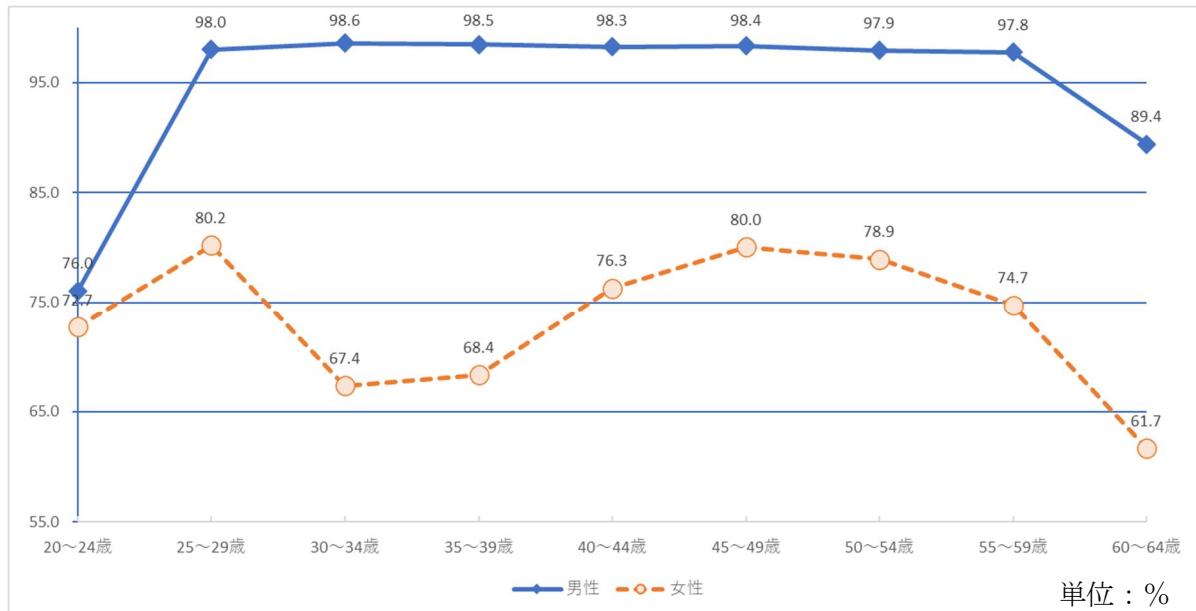
資料：国勢調査

2. 労働率の状況

(1)男女別

女性の労働率が30～39歳で大きく落ち込んでおり、いわゆるM字カーブ⁴の谷が深くなっています。

労働率=15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合

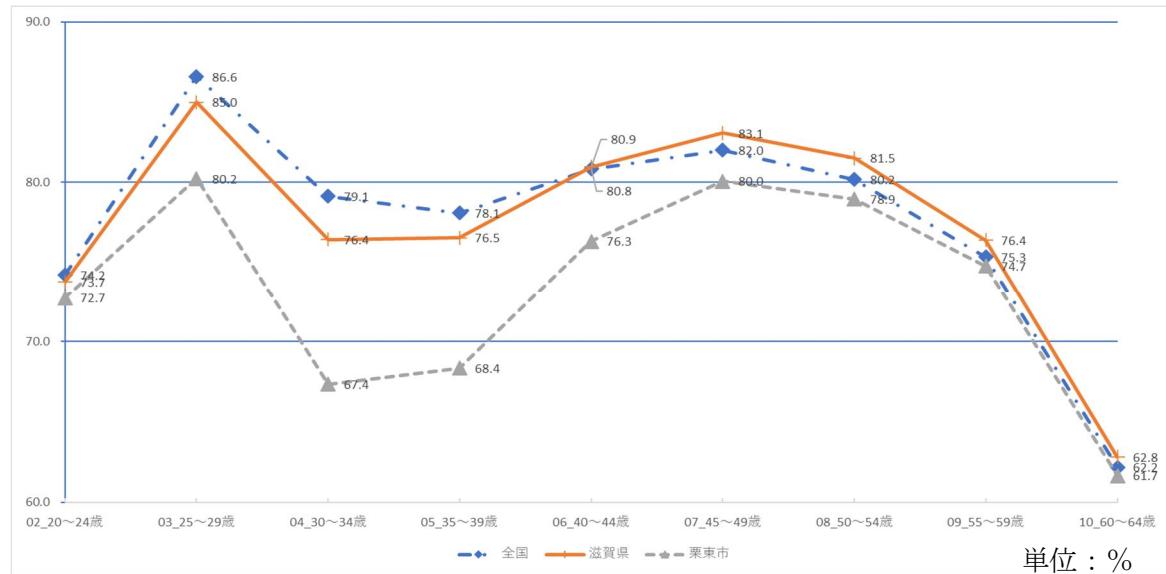


資料：国勢調査

(2)エリア別（女性）

すべての年代で、全国や滋賀県より低い水準で推移しています。

特に、30～39歳で大きく下回っており、M字カーブの谷が深くなっています。

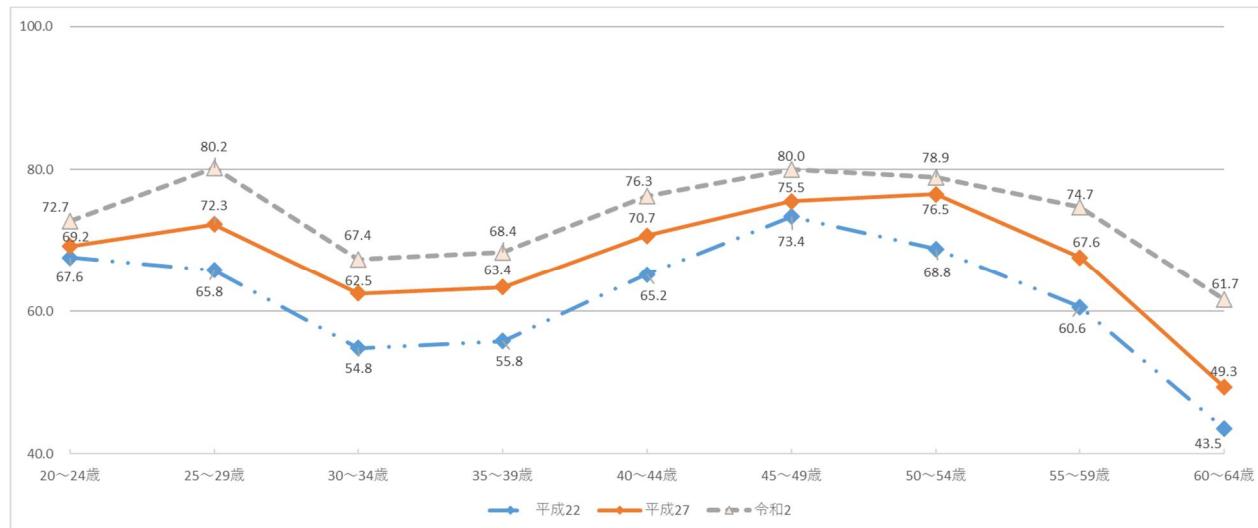


資料：国勢調査

⁴ M字カーブ 女性の年齢層別の労働率をグラフにした際に、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、アルファベットの「M」のような形状のカーブ。

(3) 経年比較（女性）

25歳～29歳と30～34歳との差が大きくなっています。M字カーブの谷が深くなっています。

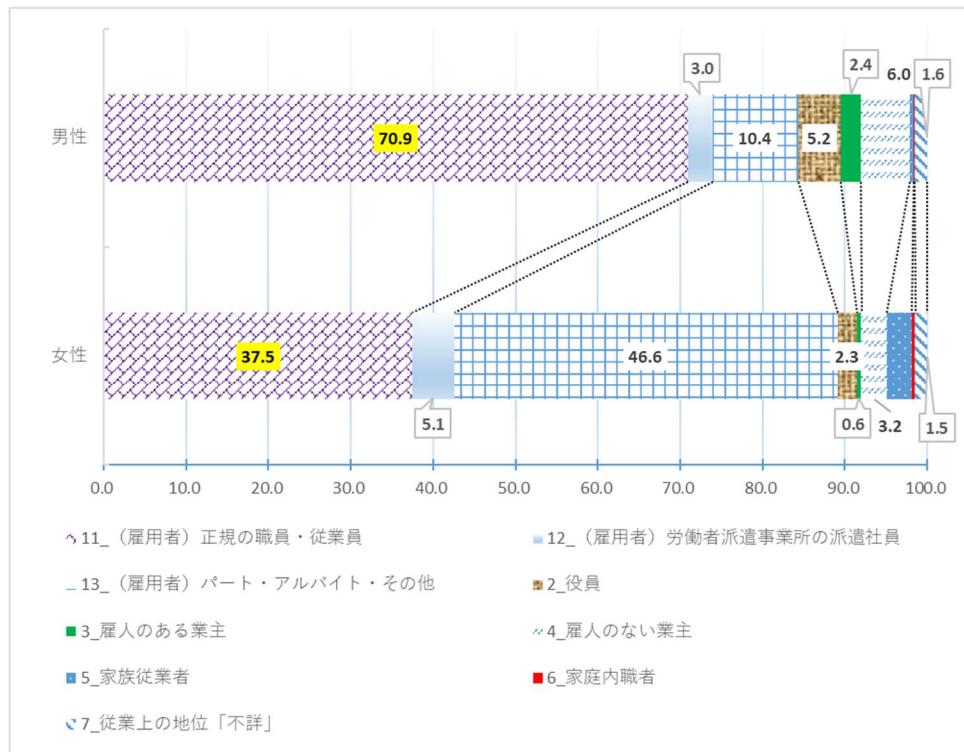


資料：国勢調査

3. 雇用者における就業上の地位

女性の正規の職員・従業員の割合は、男性の約半分となっています。

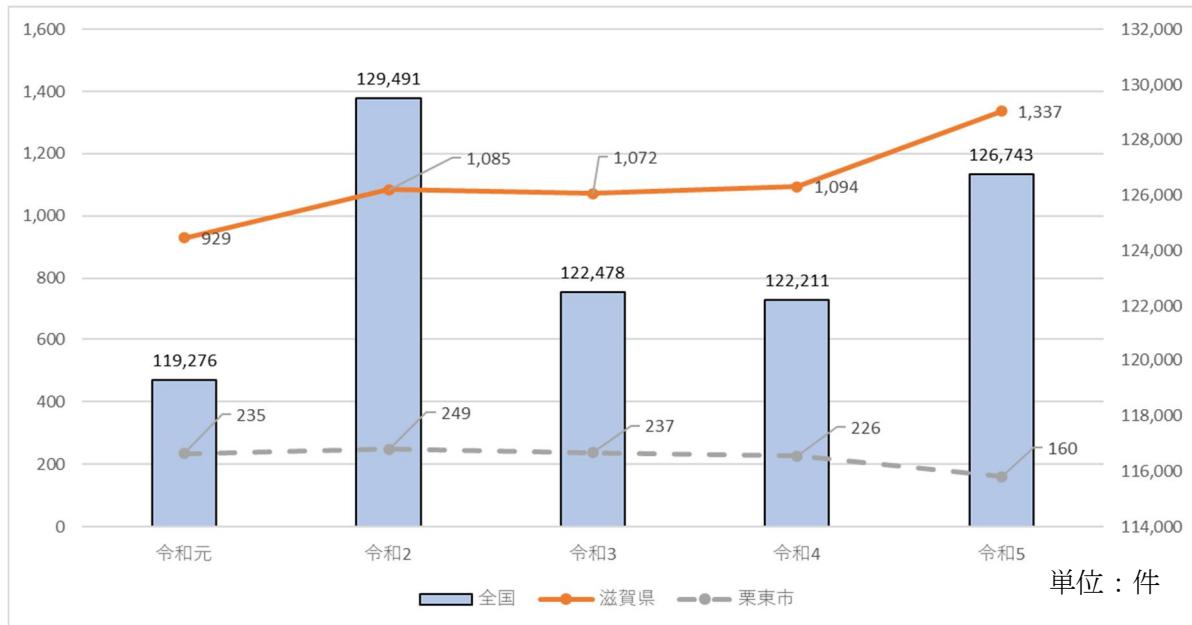
一方、女性の「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト・その他」を合わせた割合は、男性の約4倍となっています。



資料：国勢調査

4. ドメスティック・バイオレンス (DV) の状況

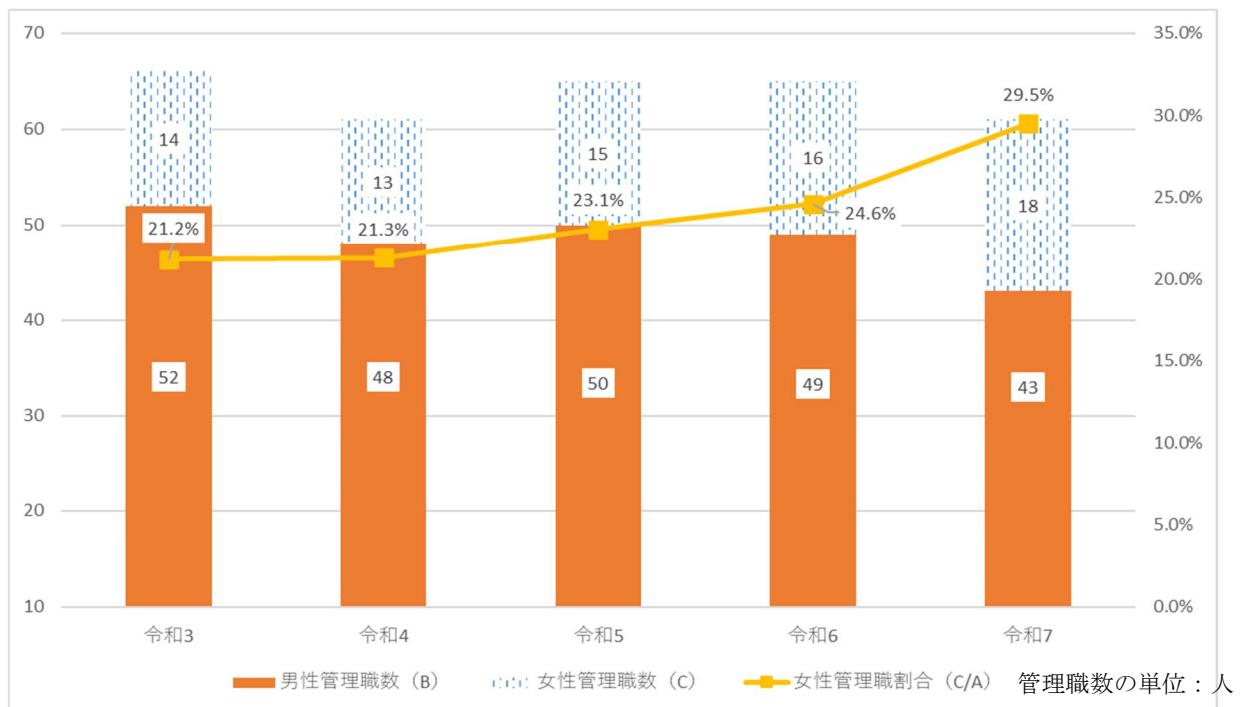
本市の相談件数は横ばい傾向ですが、全国や滋賀県では緩やかな増加傾向にあります。



5. 市における女性登用の状況

(1) 職員

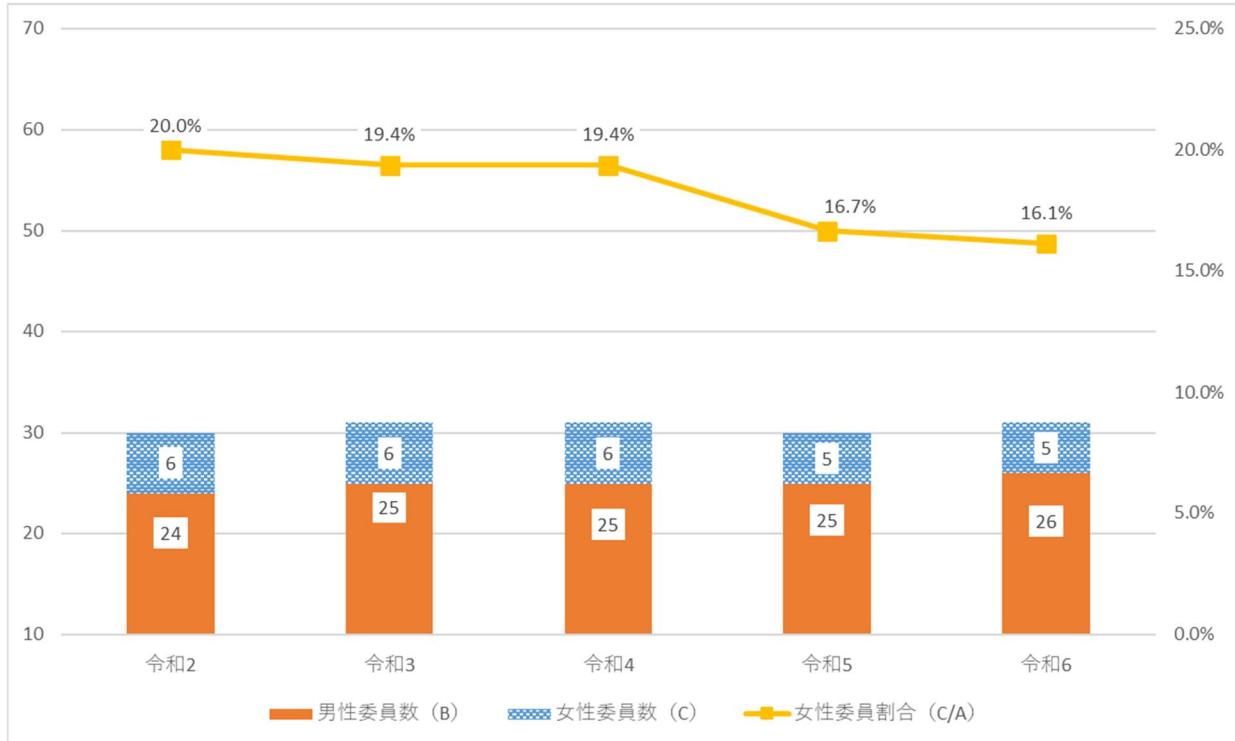
市役所における女性管理職の比率は、微増傾向にあります。
(ここでの管理職＝課長・参事級以上 をいいます)



資料：滋賀県「市町における男女用同参画推進状況」

(2) 行政委員会

市の行政委員会における女性委員の比率は、概ね15~20%の間で推移しています。



資料：滋賀県「市町における男女用同参画推進状況」

2 アンケート調査結果からみる本市の現状

1. 市民アンケート

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割意識は根強く残っており、引き続き役割意識解消に向けた取組みが必要です。

また、市の計画や取組みに関する認知度が低く、取組みの強化が必要であることが浮き彫りになっています。

2. 事業所アンケート

就業上の地位や女性管理職割合等、誰もがともに働きやすい環境づくりへの取組が引き続き必要です。

また、休暇（職）制度の取得や男性の育休取得への取組みは進められてますが、休暇（職）取得者の代替要員確保等の課題も残っています。

評価と課題の全項目は、こちらのページに掲載しています。

栗東市 男女7



3 栗東市の取組

取組年	取組内容
昭和 54（1979）	■ 女性施策担当の設置 教育委員会社会教育課に青少年婦人対策担当を設置
昭和 59（1984）	栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）を設置
昭和 61（1986）	■ 女性政策の開始 「栗東町婦人対策の方向」を策定
平成 3（1991）	「婦人問題に関する町民意識調査」を実施
平成 5（1993）	■ 全庁的な取組への展開 総務部生涯学習課に女性対策係を設置し、女性行政の総合的な調整機能を強化 府内職員による女性政策推進委員会を設置し、男女共同参画に関する全庁的な取組みを展開
平成 7（1995）	■ 「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」を策定 まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（現：栗東市男女共同参画プラン）を策定し、教育・福祉・労働・まちづくり等のあらゆる分野での男女共同参画の取組みを推進 以後、5年ごとにプラン改定
平成 13（2001）	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第2版）」を策定
平成 14（2002）	■ 「男女共同参画都市」の宣言 滋賀県下で2番目となる「男女共同参画都市」を宣言 誰もが互いに大切な存在であることに気づき、人と個性を尊重し、認め合い、自分らしく人間らしく幸せに生きることができる活力ある男女共同参画都市の実現を目指す。
平成 15（2003）	府内職員による栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を設置し、総合行政として男女共同参画を推進する体制を整備
平成 18（2006）	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第3版）」を策定
平成 23（2011）	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第4版）」を策定

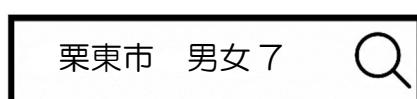
取組年	取組内容
平成 28 (2016)	「まちづくり女(ひと)と男(ひと)の共同参画プラン(第5版)」を策定
令和 3 (2021)	「栗東市 ひとが輝くパートナープラン(栗東市男女共同参画プラン 第6版)」を策定 性別やジェンダーにかかわりなく誰もが多様な選択を可能にし、個性と能力が十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ男女共同参画社会を実現すべく、取組を一層加速させるため、名称変更を行う。
令和 8 (2026)	「栗東市男女共同参画プラン 第7版」策定

4 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会 委員名簿

任期(第20期): 令和7(2025)年5月29日～令和8(2026)年3月31日
(敬称略、順不動)

	所属団体等	氏名
会長	ジェンダーファシリテーター 滋賀県立大学男女共同参画アドバイザー	勝身 真理子
副会長	きらめき Ritto 実行委員会	森野 公美子
	山科精器株式会社	保坂 誠
	栗東市女性団体連絡協議会	服部 よし江
	公募市民	村田 希
	栗東市社会福祉協議会	池田 久代
	草津公共職業安定所	山本 勇紀
	滋賀県女性活躍推進課	近藤 淑恵
	滋賀県人権センター	松浦 広明

栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会規則は、こちらのページに掲載しています。



発行年月 令和 8 (2026) 年 3 月
発 行 栗東市
編 集 栗東市市民部自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
☎ 077-551-0290 ☎ 077-551-0432
✉ jichishinko@city.ritto.lg.jp